第 1 部

基 準 財 政 収 入 額

第1章 概 要

平成 31 年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、軽自動車税環境性能割、特別区たばこ税及び鉱産税の5つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源分)を100%算入するための措置として、増収分(社会保障財源分)の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,165,313,439千円と算定した(第1表参照)。

この基準財政収入額は、人口増に伴う納税義務者数の増、雇用・所得環境の改善を反映した基幹税目である特別区民税が増 となるほか、車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金が減となる一方、新たに軽自動車税環境性能割と環境性能割交付 金を算定し、平成 30 年度当初見込額に対して 33,787,335 千円、3.0%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税 877,799,264 千円、軽自動車税 3,300,591 千円、軽自動車税環境性能割 44,795 千円、特別区たばこ税 64,370,249 千円、鉱産税 0 千円で計 945,514,899 千円、利子割交付金が 2,807,916 千円、配当割交付金が 14,286,327 千円、株式等譲渡所得割交付金が 9,142,381 千円、地方消費税交付金が 165,602,668 千円、ゴルフ場利用税交付金が 31,776 千円、自動車取得税交付金が 3,227,813 千円、環境性能割交付金が 1,140,127 千円、地方特例交付金が 5,130,128 千円、地方揮発油譲与税が 3,705,342 千円、自動車重量譲与税が 9,826,046 千円、航空機燃料譲与税が 956,340 千円、交通安全対策特別交付金が 970,796 千円、特別区民税特例加減算額が \triangle 8,339,096 千円、地方消費税交付金特例加算額が 11,309,976 千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額(100%ベース)について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 平成31年度基準財政収入見込額

	区						分	平成 31 年度	平成 30 年度	対	前	年	度	比	
						-	刀 	収入見込額	収入見込額	増	減	額	増	減	率
特	特	5	}I]	区		民	税	877,799,264	843,500,070		34,299	9,194			4.1
П.	軽	ŀ	É	動	-	車	税	3,300,591	3,299,105		•	,486			0.0
別	軽	自	動車	税	環	境	生能	44,795			44	1,795			皆増
区	特	別	区	た	ば	۲	税	64,370,249	62,926,455		1,443	3,794			2.3
	鉱			産			税	0	0			0			_
税		小				計	A	945,514,899	909,725,630		35,789	9,269			3.9
利		子	割	交	付	3	全 B	2,807,916	2,526,855		28′	1,061			11.1
配		当	割	交	付	3	全 C	14,286,327	12,131,232		2,155	5,095			17.8
株	式	等譲	渡彦	行得	割交	付金	全 D	9,142,381	8,397,497		744	1,884			8.9
地	方	消	費	税	交(付 🔄	金 E	165,602,668	167,532,988		△1,930),320			△1.2
ゴ	ル	フ 場	利	用利	. 交	付金	全 F	31,776	32,954		Δ	1,178			△3.6
自	動	車	取得	身 税	交	付	全 G	3,227,813	6,759,906		△3,532	2,093		Δ	∆ 52.3
環	境	性	能	割	交(付 🔄	全 H	1,140,127			1,140),127			皆増
地		7 特	• 侈	1 ろ	交 布	十 🔄	全 I	5,130,128	4,798,026		332	2,102			6.9
計	(A+	B+C	+D+	E+F	+G+I	H+ I) J	1,146,884,035	1,111,905,088		34,978	3,947			3.1
地	方	揮	発	油	譲 -	与 和	兑 K	3,705,342	3,794,037		∆ 88	3,695			△2.3
自	動	車	重	量	譲 -	与 和	兑 L	9,826,046	9,033,472		792	2,574			8.8
航	空	機	燃	料	譲 -	与 和	兑 M	956,340	945,004		1′	1,336			1.2
交	通 3	安全	対策	特	別 交	付3	全 N	970,796	1,020,596		∆ 49	9,800			△4.9
1	計	類(J	+K	+ L -	+M+	N)	О	1,162,342,559	1,126,698,197		35,644	1,362			3.2
特	別「	区 民	税料	例	加減	算着	須 P	△8,339,096	△6,613,901		△1,725	5,195			_
地	方消	費 税	交东	金牛	寺例加	口算者	須 Q	11,309,976	11,441,808		∆13′	1,832			△1.2
基	準財	政収	入額	(O	+ P +	+ Q)	R	1,165,313,439	1,131,526,104		33,787	7,335			3.0

第2表 平成31年度基準財政収入見込額(100%ベース)

(単位:千円、%)

_					(<u> </u>
	区分	平成 31 年度	平成 30 年度	対 前 年	度 比
		収入見込額	収入見込額	増減額	増 減 率
特	特 別 区 民	锐 1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1
п.,	軽 自 動 車	锐 3,883,048	3,881,300	1,748	0.0
別	軽 自 動 車 税 環 境 性	能 52,700		52,700	皆増
区	特別区たばこ	锐 75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3
	鉱産	锐 0	0	0	_
税	小計	1,112,370,469	1,070,265,447	42,105,022	3.9
利	子 割 交 付	金 3,303,430	2,972,770	330,660	11.1
配	当 割 交 付	金 16,807,443	14,272,038	2,535,405	17.8
株	式等譲渡所得割交付	金 10,755,742	9,879,408	876,334	8.9
地	方 消 費 税 交 付	金 194,826,668	197,097,633	△2,270,965	△1.2
ゴ	ルフ場利用税交付	金 37,384	38,769	△ 1,385	∆3.6
自	動車取得税交付	金 3,797,427	7,952,830	△4,155,403	△52.3
環	境性能割交付	金 1,341,326		1,341,326	皆増
地	方 特 例 交 付	金 6,035,445	5,644,737	390,708	6.9
	計	A 1,349,275,334	1,308,123,632	41,151,702	3.1
	A×85%	B 1,146,884,035	1,111,905,088	34,978,947	3.1
地	方 揮 発 油 譲 与 税	3,705,342	3,794,037	△88,695	△2.3
自	動車重量譲与税	9,826,046	9,033,472	792,574	8.8
航	空機燃料讓与税	E 956,340	945,004	11,336	1.2
交	通安全対策特別交付金	F 970,796	1,020,596	△49,800	△4.9
<u></u>	合計額 (B+C+D+E+F)	G 1,162,342,559	1,126,698,197	35,644,362	3.2
特	別区民税特例加減算額	Н △8,339,096	△6,613,901	△1,725,195	_
地	方消費税交付金特例加算額	I 11,309,976	11,441,808	△ 131,832	△1.2
基	準財政収入額 (G+H+I)	J 1,165,313,439	1,131,526,104	33,787,335	3.0

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

1 見込方法の見直し

平成 19 年度算定から、特別区民税の推計には税率を乗じる直前の課税標準額及び納税義務者数(「市町村税課税状況等の調」(調査基準日7月1日))を主に使用することとし、この数値に税率を乗じ、税額を算出した上で、決算時までの伸び(決算補正率)を勘案して、推計を行うこととしている。

平成 27 年度算定からは、平成 24 年 7 月以降、外国人も住民基本台帳制度の適用対象となったことを受け、前年度に おける 15 歳以上人口(外国人含む)に対する納税義務者数の割合による見込方法に変更した。

平成28年度算定からは、所得割課税標準額の算定の際に総所得金額等と所得控除額に分割する見込方法に変更した。

2 算定項目

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分(所得割・均等割)、特別徴収・総合課税分(所得割・均等割)、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

3 決算補正率

算定に当たっては、「市町村税課税状況等の調」(調査基準日7月1日)の数値を用いて推計を行っているため、7月 1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して、決算調定見 込額を算出した。

第3表 決算補正率

	区		分				決算補正率
普通徴収・総合)課税分	产(戸	斤得害	钊)			1.0506788
普通徴収・総合	} 課税分) (比	匀等害	割)			1.0717481
特別徴収・総合	合課税分	广(戸	斤得害	制)			
	現	年	度	課	税	分	0.9879487
	前	年	度	課	税	分	0.9610329
特別徴収・総合	合課税欠) (比	匀等害	制)			
	現	年	度	課	税	分	0.9819482
	前	年	度	課	税	分	0.9501647

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,049,388,336千円、税制改正影響額を \triangle 1,357,808千円、過年度分を5,750,101千円、合計で1,053,780,629千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、平成31年度の特別区民税の収入見込額は1,032,705,016千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位:千円、%)

区分	平成31年度	平成30年度	対前年月	度比
<u></u>	調定/収入 見込額	調定/収入 見込額	増減額	増減率
現 年 度 分	1,049,388,336	1,005,509,782	43,878,554	4.4
普通徴収・総合課税分	287,225,217	273,072,084	14,153,133	5.2
所 得 割	280,846,553	266,988,792	13,857,761	5.2
均等割	6,378,664	6,083,292	295,372	4.9
特別徴収・総合課税分	749,393,844	712,275,005	37,118,839	5.2
所 得 割	737,242,961	700,313,684	36,929,277	5.3
均等割	12,150,883	11,961,321	189,562	1.6
税額控除等	△ 55,154,353	△43,362,012	△11,792,341	_
譲渡所得等・分離課税分	57,862,582	53,293,685	4,568,897	8.6
退職所得・分離課税分	10,061,046	10,231,020	△ 169,974	△1.7
税制改正影響額	△1,357,808	1,668,803	△3,026,611	△181.4
過 年 度 分	5,750,101	5,426,542	323,559	6.0
合 計 A	1,053,780,629	1,012,605,127	41,175,502	4.1
A × 標 準 徴 収 率 (98%)	1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1

2 納税義務者数 (普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分)

普通徴収・総合課税分(家屋敷課税分を含む)及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部 15 歳以上人口(外国人含む)に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から平成30年度における納税義務者割合0.6238を算出し、これを平成31年1月1日現在の15歳以上人口(外国人含む)推計に乗じて、5,253,020人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として 20,637 人を加え、平成 31 年度の均等割納税義務者数を 5,273,657 人とした。

区部15歳以上人口 前年度1月1日現在 納税義務者数 (家屋敷課税分除く) 納税義務者割合 年 度 (Y/X)(人) Y (人) 増減 増減 29年度 8,248,807 5,077,655 0.6156 30年度 8,331,453 82,646 1.0 5,197,156 119,501 2.4 0.6238 ※前年度据置き 31年度 8,421,000 89,547 1.1 5,253,020 55,864 1.1 0.6238

第5表 均等割納税義務者数見込

家屋敷課税分(人) 20,193 20,621 20,637

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義 務者数を推計した。

第6表 平成31年度 各区分納税義務者数見込

(単位:人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,253,020	1,679,833	3,573,187
均等割のみ納める者	184,891	134,637	50,254
所得割を納める者	5,068,129	1,545,196	3,522,933

3 普通徴収・総合課税分(所得割)及び特別徴収・総合課税分(所得割)

普通徴収・総合課税分(所得割)及び特別徴収・総合課税分(所得割)については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分・営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額(東京都総務局「毎月勤労統計調査」より)及び都平均雇用者数(東京都総務局「東京都の労働力」より)から推計した。

まず、第7表の過去9ヵ年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、

回帰方程式Y=a X1+b X2+c、 $a=\triangle1,342.4163$ 、b=4,442,236.2953、 $c=\triangle12,702,381,516.5306$ を得る。X1 に 2018 年の都平均現金給与総額の推計値として 415,455 円を、X2 に都平均雇用者数の推計値として 7,224 千人をそれ ぞれ代入し、平成 31 年度の給与所得者に係る総所得金額等 18,830,619,909 千円を算出した。

第7表 総所得金額等(給与所得者分)見込

	前年(N-1年)	都平均現金給与総額	前年(N-1年)都平均雇用者数	総所得金額等
年度(N)	(西暦)	(円)	(西暦)	(千人)	(千円)
22年度	2009年	411,211	2009年	6,318	14,834,587,801
23年度	2010年	414,539	2010年	6,275	14,783,457,052
24年度	2011年	411,804	2011年	6,355	14,932,577,481
25年度	2012年	405,792	2012年	6,383	15,128,698,861
26年度	2013年	410,458	2013年	6,457	15,279,712,254
27年度	2014年	412,977	2014年	6,620	16,000,277,243
28年度	2015年	406,806	2015年	6,727	16,615,019,753
29年度	2016年	408,611	2016年	6,843	17,285,870,254
30年度	2017年	411,953	2017年	6,997	17,840,162,580
31年度	2018年	415,455	2018年	7,224	18,830,619,909

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去 10 ヵ年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式Y=a X+b、a=2,677.5591、 $b=\triangle415,903,105.3418$ を得る。Xに 2018 年の暦年名目GDPの推計値として 550,917.0 を代入し、平成 31 年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,059,209,735 千円を算出した。

第8表 総所得金額等(営業等所得者分) 見込

	前年(N-1年	E)曆年名目GDP	総所得金額等	
年度(N)	F度(N) (西曆) (十億円)		(千円)	
21年度	2008年	520,715.7	1,022,129,135	
22年度	2009年	489,501.0	918,392,831	
23年度	2010年	500,353.9	890,318,347	
24年度	2011年	491,408.5	895,507,871	
25年度	2012年	494,957.2	924,152,358	
26年度	2013年	503,175.6	912,380,853	
27年度	2014年	513,876.0	946,955,673	
28年度	2015年	531,985.8	993,987,334	
29年度	2016年	538,532.8	1,027,283,555	
30年度	2017年	546,608.3	1,048,724,245	
31年度	2018年	550,917.0	1,059,209,735	

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務 者前年比伸び率である 1.1%を乗じ、平成 31 年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等 3,106,894,842 千円 を算出した。 以上を合算し、平成31年度の総所得金額等を22,996,724,486千円と算定した。

(2) 課税標準額

平成31年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△5,922,176,226千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位:千円)

					(十二・111)
	所得控	所得控除の額			
雑	損	控		除	△376,079
医	療	費 控	ig C	除	△199,481,179
社 会	会保	険 料	控	除	△3,188,867,123
小規札	莫企 業共	済等掛	金控	陰除	△79,924,411
生 6	7 保	険 料	控	除	△ 153,745,803
地 ء	夏 保	険 料	控	除	△8,526,931
障	害	者 控	t C	除	△42,168,660
寡婦	· 夫・	勤労学	生 控	除	△ 25,414,516
配偶	者・配	偶者特	別控	除	△295,363,759
扶	養	控		除	△255,825,272
基	礎	控		除	△1,672,482,493
合				計	△5,922,176,226

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得 控除額を前年並の8,790,912千円と推計し更に合算し、平成31年度の課税標準額は、17,083,339,172千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から 0.7392195 と算定し、これを乗じて特別徴収に係る課税標準額 12,628,337,441 千円を算出し、差引き 4,455,001,731 千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額 4,455,001,731 千円に、税率 (6%)、第 3 表の決算補正率 1.0506788 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は 280,846,553 千円と算定した。

(5) 特別徴収·総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額 12,628,337,441 千円に、税率 (6%)、第3表の決算補正率 0.9879487 を乗じ、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分 (所得割) 現年度課税分の調定見込額は 748,568,973 千円と算定した。

この調定見込額は平成 31 年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて徴収するため、平成 31 年度の収入となるのは、そのうちの 10 ヵ月である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$748,568,973$$
 千円 \times $\frac{10}{12}$ + $113,435,483$ 千円 = $737,242,961$ 千円 前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成 30 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分(所得割)の課税標準額 11,803,496,286 千円に、税率 (6%)、第3表の決算補正率 0.9610329 を乗じて、平成 30 年度の調定見込額を算出した後、平成 31 年度中の収入となる 2ヵ月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、平成31年度の特別徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は737,242,961千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分(均等割)

普通徴収・総合課税分(均等割)については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。 第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,679,833 人に、家屋敷課税分 20,637 人を加えた 1,700,470 人に、特例税率 3,500 円※、第3表の決算補正率 1.0717481 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分(均等割)調定見込額は 6,378,664 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年12月2日法律第118号)により、平成26年度から個人の市町村民税均等割の税率が500円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分(均等割)

特別徴収・総合課税分(均等割)については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。 第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数3,573,187人に、特例税率3,500円、第3表の決 算補正率0.9819482を乗じ、平成31年度の特別徴収・総合課税分(均等割)現年度課税分の調定見込額は12,280,396 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5)特別徴収・総合課税分(所得割)」と同様、次のように調整した。

$$12,280,396$$
 千円 $imes$ $\frac{10}{12}$ + $1,917,220$ 千円 $=$ $12,150,883$ 千円 前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成30年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分(均等割)の納税義務者数3,459,046人に、税率3,500円、第3表の決算補正率0.9501647を乗じて、平成30年度の調定見込額を算出した後、平成31年度中の収入となる2ヵ月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、平成31年度の特別徴収・総合課税分(均等割)調定見込額は12,150,883千円と算定した。

6 税額控除等

平成 31 年度の税額控除等については、過去の実績等から、第 10 表のとおり、合計 △55,154,353 千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位:千円)

	税額	控除等	税額控除等の額		
	調	整	控	除	△9,053,299
税	配	当	控	除	△2,241,535
額	住宅借	入金等	特別税	額控除	△6,135,150
控	寄阝	付金 私	总額	空除	△32,391,600
除	外	国 税	額控	除	△342,068
		小	計		△50,163,652
	税	額 調	整額	Į	△36,795
	配 当	割 割	頁 控 隊	È	△2,199,808
	株式等	譲渡所征	导割額排	空除	△2,736,057
	減	免	税 割	Į	△18,041
	合		計	ŀ	△ 55,154,353

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び 先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分 と区分している。

平成31年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、57,862,582千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位:千円)

	<u> </u>
分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	27,760,253
分離短期譲渡所得金額に係るもの	1,210,006
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	27,280,730
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,171,156
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	440,437
合計	57,862,582

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現 年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、平成31年度の退職所得・分離課税分は、10,061,046千円と算定した。

9 税制改正影響額

平成 31 年度の税制改正影響額は、平成 29 年度税制改正「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」(第 16 章第 1 節 4 第 30 表)による影響額として \triangle 1,357,808 千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比(出現率) を用いて算定した。

前年度調定額として平成 30 年度特別区民税現年度分調定見込額を 998,281,395 千円とし、これに第 12 表の出現率 0.00576 を乗じて、平成 31 年度の過年度分の調定見込額は 5,750,101 千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位:千円)

	(井)広・1111			
現年	度分調定額	過年	過年度分調定額	
	(A)		(B)	(B/A)
25年度	851,320,454	26年度	4,508,545	0.0053
26年度	896,337,337	27年度	5,127,221	0.0057
27年度	914,130,949	28年度	5,424,239	0.0059
28年度	948,821,084	29年度	5,717,957	0.0060
29年度	966,574,566	30年度	5,750,914	0.0059
30年度	998,281,395	31年度	5,750,101	※5カ年平均 0.00576

第2節 軽自動車税

軽自動車税の収入見込額については、過去の課税台数から平成 31 年度の車種別課税台数を推計し税率を乗じた調定見込額に、下記税制改正影響額を加算することで算定した。なお、決算補正率は 0.995048、標準徴収率を 97%とした。

結果、平成31年度の軽自動車税の収入見込額を、3,883,048千円と算定した。

第13表 軽自動車税調定見込額

(単位:台、%、千円)

															(里位:	<u> i 、 % 、 干円 / </u>
	区		分	2	7年月	度	28年月	度	29年月	度	30年月	变	平均	31年度	税率	調定額
		ム ガ		台 梦	汝	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	伸率	台数見込	円	見 込
原	50cc以下		226,8	377	94.8	213,280	94.0	201,049	94.3	188,917	94.0	94.3	178,149	2,000	356,298	
が付自	50超90cc以下		25,2	203	92.2	23,051	91.5	21,224	92.1	19,735	93.0	92.2	18,196	2,000	36,392	
転車		90c	c超	108,4	81	101.0	109,150	100.6	109,431	100.3	109,025	99.6	100.4	109,461	2,400	262,706
丰	ミニカー		6,4	36	106.1	6,865	106.7	7,549	110.0	8,062	106.8	107.4	8,659	3,700	32,038	
	(.輪 [付含)	110,4	43	96.8	106,887	96.8	104,115	97.4	102,255	98.2	97.3	99,494	3,600	358,178
軽	三輪			35	89.7	41	117.1	35	85.4	32	91.4	_	32	複数税率	143	
自	四	乗	営業用		31	91.2	26	83.9	38	146.2	37	97.4	_	37	複数税率	232
		用	自家用	169,3	863	106.2	175,803	103.8	177,781	101.1	180,539	101.6	103.2	186,316	複数税率	1,743,171
動	輪	貨	営業用	17,6	30	101.2	18,043	102.3	18,356	101.7	19,774	107.7	103.2	20,407	複数税率	70,001
車	平間	物	自家用	118,1	67	99.2	117,025	99.0	114,815	98.1	112,832	98.3	98.7	111,365	複数税率	524,488
	専ら雪上			5	100.0	5	100.0	5	100.0	4	80.0	_	4	3,600	14	
小型	農耕作業用		作業用	Ę	504	104.8	489	97.0	476	97.3	485	101.9	100.3	486	2,400	1,166
特殊	その他		15,6	26	99.0	15,397	98.5	15,144	98.4	15,002	99.1	98.8	14,822	5,900	87,450	
=	二輪の小型自動		型自動車	94,8	341	98.9	94,393	99.5	92,991	98.5	92,632	99.6	99.1	91,798	6,000	550,788
		計		893,6	342	99.0	880,455	98.5	863,009	98.0	849,331	98.4	98.5	839,226	_	4,023,065

なお、軽自動車(三輪・四輪)については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び平成31年度分はグリーン化特例(軽課)が適用されることから、複数の税率が適用されている。(グリーン化特例(軽課)は、第16章第1節1第25表及び4第31表を参照)。

第3節 軽自動車税環境性能割

平成 31 年 10 月 1 日の消費税率の引上げに伴い、軽自動車税環境性能割が導入される(第 16 章第 1 節 3 第 29 表を参照)。 平成 31 年度の軽自動車税環境性能割の収入見込額は、軽自動車税環境性能割全国収入見込額 3,100 百万円に特別区シェア 0.017 乗じた結果、52,700 千円と算定した。

なお、上記収入見込額には、平成31年度税制改正における軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減(第16章第1節6第37表を参照)による影響が加味されている。

第4節 特別区たばこ税

特別区たばこ税の収入見込額については、以下のとおり、たばこの区分ごとに売渡本数を推計し、売渡時期に対応する税率 を適用し算定した(具体的な税率は、第16章第1節5第32表を参照)。

その結果、第14表のとおり、平成31年度の特別区たばこ税の収入見込額は、75,729,705千円と算定した。

第14表 特別区たばこ税の収入見込額

(単位: 千円, %)

				(単位	· 1 円, 70 /
	区 分	平成31年度	平成30年度	対前年月	度比
	口 刀	収入見込額	収入見込額	増減額	増減率
	旧3級品	1,359,416	1,570,632	△ 211,216	△ 13.4
	旧3級品以外	74,370,289	69,925,655	4,444,634	6.4
	紙巻たばこ	59,577,737	-	-	-
	加熱式たばこ	14,792,552	-	-	-
移	兑制改正影響額(※)	0	2,534,836	△ 2,534,836	皆減
	合 計	75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3

^(※) 平成30年度の収入見込額については、たばこ税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、 税制改正影響額として算定したが、平成31年度の収入見込額については、各区分において織り込み済み。

1 たばこの売渡本数の推計

喫煙率とたばこ売渡本数との相関から、回帰方程式 $Y = a \ X + b \ x = 1,101,865.7748$ 、 $b = \triangle 5,680,655.9825$ を得る。 Xに 2019 年の喫煙率 17.3%を代入し、平成 31 年度のたばこ売渡本数を 13,381,622 千本と推計する(第 15 表のとおり)。 ※2018 年の喫煙率に直近の対前年増減率の 3 カ年平均を乗じることで推計

第15表 平成31年度特別区におけるたばこ売渡本数推計

(単位:%、千本)

年度	(西暦)	喫煙率 X	たばこ売渡本数 Y
16年度	(2004年)	29.4	26.813,463
		-	
17年度	(2005年)	29.2	26,111,767
18年度	(2006年)	26.3	24,916,467
19年度	(2007年)	26.0	23,864,572
20年度	(2008年)	25.7	22,370,051
21年度	(2009年)	24.9	20,992,118
22年度	(2010年)	23.9	19,185,776
23年度	(2011年)	21.7	17,820,783
24年度	(2012年)	21.1	17,500,596
25年度	(2013年)	20.9	17,116,244
26年度	(2014年)	19.7	16,473,269
27年度	(2015年)	19.9	16,250,422
28年度	(2016年)	19.3	15,638,215
29年度	(2017年)	18.2	14,845,689
30年度	(2018年)	17.9	14,042,741
31年度	(2019年)	17.3	13,381,622

(喫煙率:JT「全国たばこ喫煙者率調査」より)

2 旧3級品と旧3級品以外(紙巻たばこ・加熱式たばこ)の売渡本数の推計

第 16 表のとおり、平成 31 年度の旧 3 級品と旧 3 級品以外の売渡本数のシェアが前年度並になると見込み、たばこ売渡本数 13,381,622 千本に乗じることで、旧 3 級品の売渡本数を 293,058 千本、旧 3 級品以外の売渡本数を 13,088,564 千本と推計した。

第16表 平成31年度特別区における旧3級品、旧3級品以外たばこのシェア推計

(単位:%,千本)

				(平匹・/0,1平/
年度	旧3級品	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品以外
十反	シェア	売渡本数	シェア	売渡本数
29年度	2.70	401,187	97.30	14,444,502
30年度	2.19	307,536	97.81	13,735,205
31年度	2.19	293,058	97.81	13,088,564

次に、旧3級品以外の売渡本数 13,088,564 千本から、平成 31 年度の紙巻たばこと加熱式たばこの売渡本数を推計する。 直近の売渡本数の実績等を踏まえ、紙巻たばこの売渡本数を 10,466,925 千本、加熱式たばこの売渡本数を 2,621,639 千本と 推計した。

3 旧3級品の収入見込額

2 で推計した売渡本数をもとに、第17表のとおり、旧3級品の収入見込額については、1,359,416千円と算定した。 なお、売渡時期による売渡本数の按分については、直近の売渡本数の実績等を踏まえ、算定した。

第17表 旧3級品の収入見込額

(単位:千本,千円)

			<u> 中 匹 ・ 1 /平 , 1 1 1 7 </u>
売渡時期	売渡本数	適用税率	収入見込額
平成31年 3月~平成31年9月	182,429	4.000	729,716
平成31年10月~平成32年2月	110,629	5.692	629,700

4 旧3級品以外(紙巻たばこ・加熱式たばこ)の収入見込額

2 で推計した売渡本数をもとに、第 18 表のとおり、紙巻たばこについては、59,577,737 千円、加熱式たばこについては、14,792,552 千円と算定した。

第18表 旧3級品以外の収入見込額

(単位:千本、千円)

	売渡本数	適用税率	収入見込額
紙巻たばこ	10,466,925	5.692	59,577,737
加熱式たばこ (※)	2,621,639	3.032	14,792,552

(※) 加熱式たばこについては、紙巻たばこの本数に換算して課税するため、売渡本数に 適用税率を掛けても、収入見込額と一致しない。

第5節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成 31 年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額 4,375,404 千円に特別区交付割合 0.755 を乗じた結果、3,303,430 千円と算定した。

都 民 税 利 子 割

区市町村交付見込額 特別区交付割合

4,375,404 千円 \times 0.755 = 3,303,430 千円

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の 0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成 31 年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額 22,291,038 千円に特別区交付割合 0.754 を乗じた 結果、16,807,443 千円と算定した。

都 民 税 配 当 割

区市町村交付見込額 特別区交付割合

22,291,038 千円 × 0.754 = 16,807,443 千円

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の 0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成 31 年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額 14,264,910 千円に特別区交付割合 0.754 を乗じた結果、10,755,742 千円と算定した。

都民税株式等譲渡所得割

区市町村交付見込額 特別区交付割合

14,264,910 千円 \times 0.754 = 10,755,742 千円

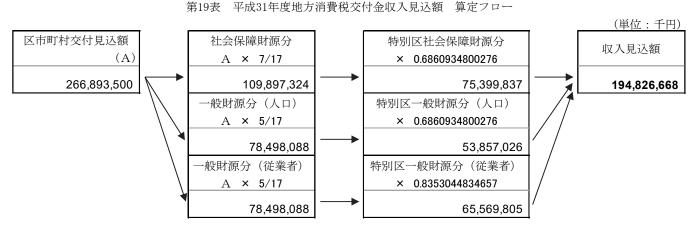
第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される。

平成24年8月に成立した税制抜本改革法(平成24年8月22日法律第69号)により、消費税・地方消費税率が引上げられたことに伴い、地方消費税交付金については、増収分(社会保障財源分)を人口のみにより按分し、従来分(一般財源分)として、2分の1を人口により、2分の1を従業者数により按分することとなった。

なお、平成28年11月に成立した税制抜本改革法の一部改正により、地方消費税率の引上げ時期が、平成29年4月から、平成31年10月に変更されることとなった(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節2を参照)。

平成 31 年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第 19 表のとおり、区市町村交付見込額 266,893,500 千円を、社会保障財源分 109,897,324 千円、一般財源分(人口)78,498,088 千円及び一般財源分(従業者)78,498,088 千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア 0.6860934800276 を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア 0.8353044834657 をそれぞれ乗じた後に合算して、合計 194,826,668 千円と算定した。



(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

特別区人口	東京都人口	特別区人口シェア
(b)	(B)	(b/B)
9,272,740	13,515,272	0.6860934800276
特別区従業者数	東京都従業者数	特別区従業者数シェア
(c)	(C)	(c/C)
8,066,791	9,657,306	0.8353044834657

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

平成 31 年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額 434,700 千円に特別区交付割合 0.086 を乗じた結果、37,384 千円と算定した。

ゴルフ場利用税

区市町村交付見込額 特別区交付割合

434,700 千円 \times 0.086 = 37,384 千円

第8章 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の0.665 (0.95×0.7) に相当する額が区市町村へ交付される。

平成 31 年度の自動車取得税交付金の収入見込額は、自動車取得税区市町村交付見込額 5,713,669 千円に特別区交付割合 0.6646215 を乗じた結果、3,797,427 千円と算定した。なお、平成 28 年度税制改正により、交付金の原資となる自動車取得税 は平成 31 年 9 月 30 日で廃止となる (第 16 章第 1 節 3 第 29 表を参照)。

自動車取得税

区市町村交付見込額 特別区交付割合

5,713,669 千円 \times 0.6646215 = 3,797,427 千円

第9章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、平成 31 年 10 月 1 日より導入される自動車税環境性能割の収入額の 0.4465 (0.95×0.47) に相当する額が区市町村へ交付される(第 16 章第 2 節 2 第 43 表、 5 第 50 表を参照)。

平成 31 年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額 2,018,180 千円に特別区交付割合 0.6646215 を乗じた結果、1,341,326 千円と算定した。

自動車税環境性能割

区市町村交付見込額 特別区交付割合

2.018,180 千円 × 0.6646215 = 1.341,326 千円

第10章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補塡するため、平成 20 年度から地方特例交付金が交付されている。

平成 31 年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額 171,300 百万円に区市町村交付率 0.6 及び特別区交付割合 0.05872198 を乗じた結果、6,035,445 千円と算定した。

地方特例交付金

全国交付見込額 区市町村交付率 特別区交付割合

171,300 百万円 \times 0.6 \times 0.05872198 = 6,035,445 千円

第20表 特別区交付割合(1)

左一座	地方特例交付金
年 度	特別区交付割合
26年度	0.06277326
27年度	0.06172137
28年度	0.06030230
29年度	0.05472938
30年度	0.05408361
31年度	0.05872198

第11章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

平成 31 年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 246,100 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0358482 を乗じた結果、3,705,342 千円と算定した。

地方揮発油譲与税

全 国 譲 与 見 込 額 区市町村譲与率 特別区譲与割合

246,100 百万円 imes 0.42 imes 0.0358482 = 3,705,342 千円

2 自動車重量譲与税

平成 31 年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 269,200 百万円に特別区譲与割合 0.0358484 を乗じ、下記税制改正影響額を加算した結果、9,826,046 千円と算定した。

自動車重量譲与税

全国 譲 与 見 込 額 特別区譲与割合

269,200 百万円 × 0.0358484 = 9,650,389 千円

自動車重量税譲与税関連税制改正影響額

・エコカー減税(自動車重量税)の軽減割合等の見直し(平成31年度税制改正) … 175,657千円 (第16章第2節5第51表参照)

第21表 特別区譲与割合(1)

30 TT 1000 BTT ETA ()				
左曲	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税		
年 度	特別区譲与割合	特別区譲与割合		
26年度	0.0356138	0.0356134		
27年度	0.0355887	0.0355887		
28年度	0.0359983	0.0359994		
29年度	0.0360218	0.0360223		
30年度	(6月讓与分)	(6月譲与分)		
1 1	0.0360185	0.0360181		
31年度	0.0358482	0.0358484		

第12章 航空機燃料讓与税

平成 31 年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 15,000 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0796950 を乗じた結果、956,340 千円と算定した。

航空機燃料讓与税

全国譲与見込額 区市町村譲与率 特別区譲与割合

15,000 百万円 × 0.8 × 0.0796950 = 956,340 千円

第22表 特別区譲与割合(2)

27222 N 1/1/12	公民子司口 (2)
年度	航空機燃料譲与税
年 度	特別区譲与割合
26年度	0.0721191
27年度	0.0781936
28年度	0.0858329
29年度	0.0825540
30年度	(9月譲与分)
	0.0797756
31年度	0.0796950

第13章 交通安全対策特別交付金

平成 31 年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 57,610,227 千円に特別区 交付割合 0.0168511 を乗じた結果、970,796 千円と算定した。

交通安全対策特別交付金

全 国 譲 与 見 込 額 特別区交付割合

57,610,227 千円 \times 0.0168511 = 970,796 千円

第23表 特別区交付割合(2)

左 庄	交通安全対策特別交付金
年 度	特別区交付割合
26年度	0.0170664
27年度	0.0167491
28年度	0.0167139
29年度	0.0167326
30年度	(9月交付分)
	0.0169934
31年度	0.0168511

第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号) 附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、 税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算 定している。

平成 31 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として \triangle 47,891,877 千円、調整控除分として \triangle 9,053,299 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として 216,633 千円を算定し、合計 \triangle 56,728,543 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は \triangle 55,593,972 千円となった。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の特例加減算額を \triangle 8,339,096 千円と算定した。

【参考】 平成19年	吳かりの忧砺	が譲に	F 7 個人住民祝の祝学変更に	2)(1)	
5	文正前		改正後		
課税列	得	税率	課税所得	税率	
~	200万円	5%			
200万円超 ~	700万円	10%	一律	10%	
700万円超 ~	,	13%			

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

第15章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。 地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべき こと等から、地方交付税法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号)附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政 収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源分)を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

平成 31 年度は、地方消費税交付金増収分(社会保障財源分)を 75,399,837 千円と見込んだ(第6章参照)。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の地方消費税交付金特例加算額を 11,309,976 千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

第1節 特別区税に係る税制改正

1 平成 27 年度の地方税法等の一部改正(平成 27 年3月 31 日法律第2号)による税制改正の内容

第24表 平成28年度以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
	ふるさと納税の控除限度額	(1) 控除限度額の拡充	千円
	の拡充及び申告手続きの簡素化	特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡	(平年度)
特	素化	たする。	△ 957,000
別			
区		(2) 申告手続きの簡素化	
民		確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定 申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控	
尺		除を受けられる仕組みを導入する。	
税		W (a) V T. North A D. A. D. William A. C. L. M. H. W. L. M. H. W.	
		※ (2)は平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用する。	

第25表 平成27年4月1日以後適用分

			第25	表 平成27年4月	1日以後適用分			
	改正項目			改 正	内	容	増減	咸収見込額
	グリーン化特例(軽課)の 導入及び二輪車等の標準税 率の引上げ	輪車 課) ※1	車の軽自動 を導入す 上記特例)際に自動	が車について、そ ↑る。 別について自動車₹ が車税のグリーン↑	の燃費性能に応じた 税・軽自動車税にお 化特例(軽課)とあ		(1) (²	千円 平成28年度) △ 56,000 (平年度) 683,000
		* 2			は、平成28年度分の 改正により、適用期			
to:			自動車がス自動車		規制からN0x10%低	概ね75%軽減 (例)乗用自家用の 軽四輪:2,700円		
軽自動		ガソリン車・ ハイブリッド・ 車		・貨物車	費基準+20%達成 費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の 軽四輪:5,400円		
車税				・乗用車 平成32年度燃 ・貨物車 平成27年度燃	費基準達成費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の 軽四輪:8,100円		
	(2) 原動機付自転車及び二輪車に係る税率を平成28年4月1日から以下の とおり引上げる。							
			車利	重区分		地税率 4.7%		
					現行 1,000円	改正後 2,000円		
		原 50 cc 超90 cc 以下 1,200円 2,000円						
		付付		超125℃以下	1,600円	2,400円		
				ミニカー	2,500円	3,700円		
		軽	二輪(125 c	c超250cc以下)	2,400円	3,600円		
			小型二輔	â(250cc超)	4,000円	6,000円		

第26表 平成28年4月1日以後適用分

	改正項目	改	正	内	容		増減収見込額
	税率の見直し	旧3級品の製造たは 月1日から平成31年4					千円 (平年度)
					(税率	は千本当たり)	117, 000
特							
別		実施時期	地方のたばこ税	道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	国の たばこ税 	
区		現行	2,906円	411円	2, 495円	2,906円	
た		平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円	
ば		平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円	
10		平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円	
7		平成31年4月1日	6,122円	860円	5, 262円	6,122円	
税		※平成30年度税制改 までの間の税率は				11年3月31日	

2 平成 28 年度の地方税法等の一部改正(平成 28 年3月 31 日法律第 13 号)による税制改正の内容

第27表 平成29年度適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
軽	グリーン化特例(軽課)の	現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を1年延長し、平成28年度に	千円
自	延長	新規取得した三輪以上の軽自動車(新車に限る。)について適用する。	
動			
車			
税			

3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 等の一部改正(平成 28 年 11 月 28 日法律第 86 号)による税制改正の内容

第28表 平成31年度以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
特別	住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変 更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(平成31年6月30日)を平成33年12月31日まで2年6月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。	千円
区		居住年 控除限度額	
民税		平成26年4月~平成33年12月 所得税の課税総所得金額等 × 7%(最高13.65万円)	

第29表 平成31年10月1日以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税	環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変 更に伴う実施時期の改正)	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。 ※平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	千円

4 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年3月31日法律第2号)による税制改正の内容

第30表 平成31年度以後適用分 改正項目 改 增減収見込額 正 配偶者控除及び配偶者特別 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務 千円 控除の見直し 者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 (平成31年度) なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者につい \triangle 1, 357, 808 ては、配偶者控除の適用はできない。 (平年度) △ 1,548,600 控除額 所得割の納税義務者の 合計所得金額 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 900万円以下 33万円 38万円 900万円超950万円以下 22万円 26万円 950万円超1,000万円以下 11万円 13万円 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123 万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割 特 の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。 别 ① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者 配偶者の合計所得金額|控除額 配偶者の合計所得金額|控除額 区 38万円超90万円以下 33万円 105万円超110万円以下 16万円 90万円超95万円以下 31万円 110万円超115万円以下 11万円 民 95万円超100万円以下 26万円 115万円超120万円以下 6万円 100万円超105万円以下 21万円 |120万円超123万円以下 3万円 税 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者 配偶者の合計所得金額 控除額 配偶者の合計所得金額|控除額 22万円 38万円超90万円以下 105万円超110万円以下 11万円 90万円超95万円以下 21万円 110万円超115万円以下 8万円 95万円超100万円以下 18万円 115万円超120万円以下 4万円 |100万円超105万円以下 | 14万円 120万円超123万円以下 2万円 ③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者 配偶者の合計所得金額|控除額 配偶者の合計所得金額|控除額 38万円超95万円以下 11万円 110万円超115万円以下 4万円 2万円 95万円超100万円以下 115万円超120万円以下 9万円 100万円超105万円以下 1万円 120万円超123万円以下 7万円 105万円超110万円以下 6万円 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人 住民税の減収額については、全額国費で補填する。

第31表 平成30年度以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
軽	グリーン化特例(軽課)の	グリーン化特例(軽課)について、対象を重点化し、適用期限を2年延	千円
自	延長	長し、平成29、30年度に新規取得した軽自動車(新車に限る。)について	(平成30年度)
動		適用する。	29, 900
車			
税			

5 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第32表 平成30年10月1日以後適用分

	改正項目	改	正	内	容		増減収見込額
	税率の引上げ及び加熱式た	(1) 税率を平成30年1	10月1日から	3段階で引き	上げる。		千円
	ばこの課税方式の見直し						(1)(平成30年度)
					(税率	は千本当たり)	1, 921, 446
		実施時期	地方の たばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	(2)(平成30年度) 613,390
		現行	6, 122円	860円	5, 262円	6,122円	
特		平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	
行		平成32年10月1日	7, 122円	1,000円	6,122円	7,122円	
別		平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
区たば		(2) 「加熱式たばこ」 量」と「価格」を 10月1日から5年	·紙巻たばこの	の本数へ換算で	する方式とす る。)。	る(平成30年	
2			2-17 4	奥算方法	改正後の	換算方法	
税		現行		草本数×1.0	-	_	
100		平成30年10月1日	2 - 1	章本数×0.8		×数×0.2	
		平成31年10月1日	2 - 1	章本数×0.6		<数×0.4	
		平成32年10月1日		章本数×0.4		×数×0.6	
		平成33年10月1日	現行の換算	章本数×0.2	10.10.10.1	数×0.8	
		平成34年10月1日	_		新換算本	<数×1.0	

改正項目		<u> </u>	容	増減収見込額
個人所得課税の見直し	(1) 給与所得控除・公的年金			增 <u>例</u> 以兄 <u></u> 千円
	給与所得控除・公的年金 き上げる。	等控除の引下けると	もに、基礎控係を回額引	
	(A工() る。			
	給与所得控除・公的年金等技	空除 △10万円		
	基礎控除	+10万円(控除	額:33万円→43万円)	
)	- 10 1. 66 - 0 477 - 10	!! - A bb. be a !!! !!!	
	※ただし、給与所得控除後			
	の金額の合計額が10万円を (10万円を超える場合には			
	額(10万円を超える場合に			
	残額を、給与所得の金額が			
	(2) 給与所得控除の見直し			
	給与所得控除の上限額が		- , >-1, , , , , , , ,	
	(控除額220万円)から、	次のとおり引き下げる	る。(上記振替に伴う10	
	万円引下げ分を含む。)			
			_ 5 /	
		平成30~32年度分	平成33年度分以後	
	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	
	給与所得控除の上限額	220万円	195万円	
特	※ただし、23歳未満の扶養			
	場合、給与等の収入金額			
別	場合には、1,000万円)かり 額を、給与所得の金額から			
		1TW) 50 ()) (1 TE	HX MATE 1T IVV	
区				
_	(3) 公的年金等控除の見直し			
民	① 公的年金等収入が1,00	00万円超の場合、控隊	除額に上限を設定する。	
	(上記振替に伴う10万円引	下げ分を含む。)		
税			4.000 TH H	
	上限が適用される公的年		1,000万円超	
	公的年金等控除の上	二次領	195.5万円	
	② 公的年金等収入以外の)所得金額が1 000万円	日紹の場合 控除額を引	
	き下げる。	77 14 JE HAW 1, 000/J	TIMES MILLIAMED	
	•			
	公的年金等収入以外の	新得全額 から	的年金等控除額	
		VIATE 72		
	1,000万円超		△10万円	
	2,000万円超		△20万円	
	(4) 基礎控除の見直し			
		(給与順法の 505万円)) 超の所得割の蚰飛美数	
	者に係る基礎控除について)超の所得割の納税義務	
	THE STANGE STANGE STANGE	. , ,,,, c 40 / c 7 'd	o O	
	所得割の納税義務者の合	斗	基礎控除の金額	
	7,1,1,1		巫 焼	
	2,400万円超2,450万		29万円	
	(給与収入2,595万円超2,64			
	2,450万円超2,500万 (給与収入2,645万円超2,69		15万円	
	2,500万円超	1073 L1 EV L)		
	(給与収入2,695万円	円超)	適用なし	

6 平成 31 年度地方税法等の一部改正(平成 31 年3月改正予定分)による税制改正の内容

第34表 平成31年10月1日以後適用分

	がでれ 「 / / (*** 1 **) * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 *	
改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
特 住宅ローン控除の拡充 別 区 民 税	平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年→13年)し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において、個人住民税額から控除する。	千円

第35表 平成32年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特 ふるさと納税制度の見直し 別 区 民 税	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。 ※平成31年6月1日以降に支出された寄附金について適用。	千円

第36表 平成33年度以後適用分

	改正項目	改正内容	増減収見込額
特	子どもの貧困に対応するた	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を	千円
別	めの非課税措置	受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個	
×		人住民税を非課税とする措置を講ずる。	
民	2		
税			

第37表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改 正	内	容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減 動車税 環境性 性能割	(1) 非課税又は1%もしくは2% う。 (2) 平成31年10月1日から平成3 用車について、税率を1%分申 なお、この措置による減収に 国費で補填する。 税率 非課税 1.0% 2.0%	6の税率の適用区分に 2年9月30日までの間 経滅する特例措置を請	こついて見直しを行 引に取得した自家用乗 構ずる。 列交付金により全額 の軽減 果税 果税	千円

第38表 平成34年度以後適用分

_			(34年度以			
	改正項目	改	正	内容		増減収見込額
	グリーン化特例(軽課)の 大幅見直し	平成33年度及び平成34年 化特例(軽課)の適用対象		双得した自家用乗用車に係る Ⅰ動車等に限定する。	らグリーン	千円
		【改正前】		【改正後】		
		区分	軽減率	区分	軽減率	
軽自動車		電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規 制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規 制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	
税種		2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし	
別割		2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし	
		※現行のグリーン化特例(度新規取得分まで)	軽課) の適	順用期限を2年延長する。	(平成32年	

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

1 平成 28 年度の所得税法等の一部改正(平成 28 年3月 31 日法律第 15 号)による税制改正の内容

第39表 平成28年4月1日以後適用分

	改正項目	改	正	内	容	増減収見込額
	法人実効税率の引下げ及び 課税ベースの拡大等	(1) 法人税及び法人事	業税について、	下記のとおり税率	を引き下げる。	千円
		【法人税】				
		税率 23.9% →	23.4% (△0.5%	。) 平成28	・29年度	
		税率 23.9% →	23.2% (△0.7%	。) 平成30年	年度	
特			業年度及び平成3		30年3月31日までに開始する事業年	
別		度について適用す	る。			
区		【法人事業税所得割】				
'		税率 6.0% → 3	$3.6\% \ (\triangle 2.4\%)$			
財		※ 平成28年4月1	日以降開始の事業	Ě年度について適	用する。	
政		※ 所得割の税率に	は、地方法人特別	川税の税率を含む	0	
調		法人実効税率の推移				
整			∼H28, 3, 31	H28.4.1∼	H30. 4. 1∼	
交			1120. 0. 01	(実効税率引下げ)	(実効税率引下げ)	
		法人実効税率(標準)	32. 11	29. 97	29. 74	
付		"(東京都超過)	33. 06	30. 86	30. 62	
金		うち法人住民税法人税割	3.66	3. 68	3. 64	
		※ 法人住民税法人	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		(2) 租税特別措置の見 見直し、法人事業税 大する。	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , ,		

- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号) による税制改正の内容
 - ※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正(平成 27 年 3 月 31 日法律第 2 号)により平成 29 年4月1日施行とされていたが、平成 31 年 10 月1日に変更された。

第40表 平成31年10月1日以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
ſ	地方消費税率の引上げ	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第41表のとおりとする。	千円
	地 (時期の変更)		(平成32年度)
	方	(2) 引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む)については、社	55, 700, 000
	SMK	会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。	(平年度)
	消		69, 800, 000
	費	(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源	
	税	化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(各年度の交付基準は第41表のとおり)。	※ 増減収見込 額は、平成27
	交		年度決算見込
	付		額に対する増 減である。
	金		

第41表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

第41次 · 伯其代、地方伯其代平乙區印刷和文刊基中以推移							
	平成9年4月~	年4月~ 平成26年4月~ 平成27年4月~ 平成31 ⁴		31年	平成32年4月~	平成33年4月~	
	平成9年4月~	平成20年4月~	平成27年4月70	~9月	10月~	平成32平4月~	平成33平4月~
国・地方消費税率	8%			10%			
地方消費税	1% (消費税額の 100分の25)	1.7% (消費税額の 63分の17			2. 2% 【消費税額の 78分の22		
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1						
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数			(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数

第42表 平成31年10月1日以後適用分

	改 ፲	E 項	į		改	正	内	容	増減収見込額
地	消費税の車 (消費税率		率の導入 上げ時期変	(1)	平成31年10月から車	E減税率制度	を導入。		千円
方消	更に伴うま	施時	期の改正)	(2)	対象品目は、①酒類	頁及び外食を	除く飲食料品	、②新聞の定期購読料	
費税				(3)	軽減税率は8%(国	国分:6. 24%	、地方分:1.	76%)	
交付金				(4)	平成35年10月から過 去とするとともに、利			入。それまでは簡素な力	;

第43表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変車 更に伴う実施時期の改正) 税 で 付金	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	千円

第44表 平成31年10月1日以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
	地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変 更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。	億円
特		【法人住民税法人税割】	
別		道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%)	
区		市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。	
財			
政		【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%)	
調		※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。	
整		(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元するととも	
交		に、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金 を創設。	
付		(特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)	
金		【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (平成31、32年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (平成32~34年度は経過措置あり)	

3 地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律(平成29年3月31日法律第2号)による税制改正の内容

第45表 平成29年度以後適用分

	7. T T D	710名 「成20十尺の区地川刀	24 F/ D ch4-441
	改正項目		増減収見込額
	自動車取得税におけるエコ	エコカー減税の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、平成29、	千円
自	カー減税の見直し	30年度の2年間延長する。	
動		なお、乗用車については、税率の軽減率が平成29年度から30年度にかけ	
車		て段階的に引上げとする。 	
取			
得			
税			
交			
付			
金			
717			
		I .	

第46表 平成29年度以後適用分

	改正項目	改正内容	増減収見込額		
サラギ	方 肖	(1) 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外する。	千円		
番 ろ 作 会	· 兑	(2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%(現行15%)、7.5% (現行10%)に変更する。			

4 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年3月31日政令第125号)による税制改正の内容

第47表 平成30年度以後適用分

改 正 項 目		増減収見込額
地 清算基準の見直し	(1) 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計	千円
方	データのうち、統計の計上値と最終消費地が乖離しているもの、非課税	(平成30年度)
消	取引に該当するものを除外する。	$\triangle 37,965,483$
費	1000 May 100 M	
税		
交	 (2) 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カ	
付	バー外 (50%) の代替指標を人口とする。	
金	/ 100% 071(省相保を入口とする。	

5 平成 31 年度の地方税法等の一部改正(平成 31 年3月予定分)による税制改正の内容

第48表 平成31年度以後適用分

	77 20 X 1 780 2 1 2 5 1 2 7 1 7 3	
改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
地 地方消費税の清算基準に用 方 いる統計データの更新 消費 税 交付金 会	清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新する。 なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」等の欄の額を除外する。	千円

第49表 平成31年度適用分

改正	項目	改 正 内 容	増減収見込額
自動車取得税の軽車取得税の軽値と 動車取得税の軽値と がで付金		エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。 ※平成31年4月1日~9月30日の間の措置	千円

第50表 平成31年度以降適用分

	改正項目		改 正	内	容	増減収見込額
	自動車税環境性能割の税率	(1) 非課税又に	は1%もしくは2%の	税率の適用区分につ	ついて見直しを行う。	. 千円
環	の適用区分の見直し及び臨	(2) 平成31年1	0月1日から平成32	年9月30日までの間	間に取得した自家用	乗 │
境	時的軽減		て、税率を1%分軽派			
性					列交付金により全額	
能		国費で補填っ	する(区市町村交付	相当分は区市町村へ	~直接交付)。	
割	=					_
	自動車税環境性能割交付金		平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間 財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。			
交	に係る交付率の見直し	の財源調整のた	.め、目 期 単柷塓境性 	王能割父付金に係る 	父付率を見直す。	
付			改正前	平成31~33年度	平成34年度~	
金		市町村への	65%	47%	43%	
			<u> </u>			

第51表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量税におけるエコ カー減税の軽減割合等の見 直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。	175, 657千円

第52表 平成31年度以降適用分

	改正項目	改 正	内	容	増減収見込額
森	森林環境税・譲与税の創設	森林環境税(国税、平成36年度から計 村及び都道府県に対して平成31年度から ※平成35年度までの間は、暫定的に交付 入れにより対応。	ら譲与する。		千円 (平成31年度) 362,701
林 環 境		譲与基準: (市町村)総額の9割に相当 林業就業者数(2/1 ※市町村の私有林 (都道府県)総額の1割に相当	10)、人口(3/10) 人口林面積は、 する額を市町村	で按分 林野率により補正 と同様の基準で按分	7
譲		平成31年度から平成44年度までの間1 び都道府県への譲与割合は、次のとお		意譲与柷の市町村及	
与		期間	市町村	都道府県	
税		平成31年度から平成36年度まで 平成37年度から平成40年度まで 平成41年度から平成44年度まで	100分の80 100分の85 100分の88	100分の20 100分の15 100分の12	

第53表 平成31年10月1日以降適用分

	第53表 平成31年10月1日以降適用分					
	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額			
	地方法人課税における新たな偏在是正措置	(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割) の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を 創設する。	千円			
		・課税標準 : 法人事業税 (所得割・収入割) の税額 (標準税率分)				
		・主な税率区分 法人事業税 特別法人事業税 主な税率区分 (所得割・収入割)				
		(復元後) (改正後) (創設) 資本金1億円超の 3.6% ⇒ 1% 税額の260%				
特		普通法人 資本金 1 億円以下の 普通法人等				
別		□ 日連伝入寺 □ 収入金額 □ 課税対象法人 □ 1.3% → 1% 税額の30%				
区財		・賦課徴収 : 都道府県 (法人事業税と併せて実施)				
政		・国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に 直接払込み				
調		・適用期日 : 平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用				
整交		(2) 特別法人事業税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府 県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。				
付		譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組 みを設ける				
金		※当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限)				
		譲与開始時期 : 平成32年度				
		(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が 生じないよう、交付率を100分の7.7 (現行100分の5.4) に引き上げる。 その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を 講ずる。				
		※上記の「現行」とは、平成31年10月以降に適用することとされている 交付率に関する規定				